

「在モーリシャス日本国大使館草の根・人間の安全保障無償資金協力」

外部委嘱員の募集

2024年11月

在モーリシャス日本国大使館では、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」外部委嘱員の募集をしております。応募資格は以下のとおりです。

1. 募集人数：1名

2. 応募資格

- (1) 学位：日本国籍・大学卒業以上
- (2) 語学力：日本語必須 英語・フランス語（最低どちらか流暢であること）
- (3) スキル：コミュニケーション・調整能力、事務処理能力（ワード、エクセル及びパワーポイント等の操作）
- (4) 業務経験：開発・経済協力分野、モーリシャスの社会・経済情勢についての基本知識や関心があること（開発協力分野での実務経験があれば望ましいが必須ではない）。
- (5) その他：心身共に健康であること。

3. 雇用条件：委嘱契約

雇用開始：2025年4月1日（予定）※各年度の委嘱期間は年度末（3月）までとし、年度毎の契約更新により、最長通算3年間まで継続が可能。2年以上の継続を希望する者が望ましい。

- (1) 謝金：外務省外部委嘱員制度の規定により支給。23万円から30万円（為替により変動）
- (2) 旅券：一般旅券を使用。
- (3) 査証：自己の責任にて適切な査証・滞在許可を取得。
- (4) 保険：自己負担にて十分な補償が得られる海外赴任者向け保険（緊急移送含む）に加入下さい。
- (5) 必要に応じて当地への渡航費、予防接種料、査証取得費、住居費（限度額あり）等を外務省外部委嘱員制度の規定に基づき支給。
- (6) 本件は雇用契約ではなく特定業務に関する委嘱契約のため、雇用契約に含まれる各種の待遇の適用はありません。
- (7) 在外公館の館員として雇用又は派遣されるものではないことから、外交使節団の構成員として特権・免除を受けることはできません。
- (8) 勤務時間：月曜日～金曜日、8：00～16：45（休憩時間は12：00～13：00）を基本とします。

4. 業務内容

草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根」）は、開発途上国の教育・医療機関、地方公共団体、NGO等が現地において実施する地域レベルの開発プロジェクト（原則2,000

万円以下)を在外公館が中心となって資金協力を行うものです。草の根委嘱員は、当館担当官の指示に従い、主に以下の業務を行います。

(1) 申請案件の受付

申請団体からの申請書の受領、申請に係る各種問い合わせの処理、申請団体への案件形成に向けたヒアリング等を行います。

(2) 事前調査

草の根案件の実施前に、当該地域の現状、問題点、援助ニーズ、当該地域あるいは分野におけるNGO等の活動状況、他ドナーの援助動向等を踏まえ、案件形成に必要な情報を収集します。

(3) 実施案件の管理

中間報告書、完了報告書、監査報告書等、草の根無償の実施に係る報告書を被供与団体から取付け、電話やメール連絡等で案件の進捗状況や必要な手続きの確認等、連絡調整を行います。

(4) 中間確認、完了確認、フォローアップ調査

実施案件の進捗状況を確認する中間確認、案件完了時に当該案件が計画どおり完了したことを確認するための完了確認を行います。また、完了後一定期間経過した案件については、フォローアップ調査を行います。

(5) 業務報告書の作成

各種調査・確認の報告に係る資料を作成し、申請案件の適正な審査や、実施案件の適正な管理のため、毎月業務報告書を作成します。

(6) 各種式典関連補助業務

草の根案件関連の式典(贈与契約署名式、竣工式、供与式等)の調整・実施に係る業務の補助を行います。式典前後の設営補助、式典の進行補助、写真撮影等の補助業務を行います。

(7) 広報：草の根の理解促進のため、広報を行います。

4. 勤務場所

在モーリシャス日本国大使館事務所

5. 応募要領

日本語で記入した履歴書(写真添付)・職務経歴書・志望動機を、データにて下記メールアドレスに送付下さい。

gppmauritius@mx.mofa.go.jp

件名：草の根委嘱員応募(氏名)

6. 募集締切

2025年1月31日(金)

※書類選考結果の通知は、面接試験案内の連絡をもって行いますので、予めご了承下さい。